

なかったと思います。そもそも、院内保育や病児保育が「女性医師支援」の名目で造られてきたことは、性別役割分担を如実に表しているものと思います。若い世代の意識はすでに変ってきています。男性も育児に参加し、育休も取得したいと考えています。それを快く許可できる余力が、現場にはどれくらいあるのでしょうか。働き方改革のためにマンパワーの増員をしたくてもできない状況で、若い世代が一様に育休をとる時代に備える必要に迫られているのです。できるのでしょうか。ただ、15年前からは想像もできないほど、女性医師が活躍できる環境は格段に改善されています。それは、管理職の意識が変わり、設備が整い、制度が利用できるようになったことが大きいと思います。また、本会のような会が毎年開催され、九州各県の好事例や課題を共有されることで、様々なことが改善されてきた結果であると思います。現在、多くの病院が働き方改革のための制度設計の対応に追われ、机上の空論となることを危惧されています。そうならないためにはやはり、現場がどのようにその制度をうまく活用できるか、ということに尽きると思います。最初にはできないと思われていたことが、制度ができ、現場の意識が変わり、10年後には「女性医師支援」が過去の記憶となることを期待したいと思います。

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。
下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出 産・育 児	研 修 医	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	初期研修医	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医師法に基づく研修医の期間	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087